

宮廃対第565号
令和元年10月15日

調査対象者様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(環境部廃棄物対策課扱)

照明器具の確認に係るアンケート調査について（依頼）

本市行政の推進につきまして、日頃から御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、古い工場やビル等に使用されている照明器具には、毒性のあるポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれている可能性があり、法律により、**令和5（2023）年3月31日**までに、**所有者が**処分するよう義務付けられております。

つきましては、PCBによる被害の未然防止と、期限内の適正処理を推進するため、建物の照明器具にPCBが含まれているかどうか御確認いただいた上で、下記のアンケート調査に御協力をお願いいたします。

記

1. アンケート調査の対象建物

- 昭和52（1977）年3月以前に宇都宮市内に建てられた事業用建物
 - ※ 平成31（2019）年4月現在の行政情報を基準とする、工場や店舗、事務所、作業所、倉庫、共同住宅の共用部分などの照明器具に係るアンケート調査です。

PCB使用安定器を使用した照明器具
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)



※日本照明工業会HPより

蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器には、PCBは使用されておりません。また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されていません。

2. 回答期限

・ **令和元（2019）年 11月15日（金）**

※ 返信用封筒に、記入した調査票を封入し送付してください。

3. 問い合わせ先（本調査に関する、調査票の記入方法や調査内容など）

宇都宮市PCBアンケート調査窓口（調査受託：株式会社ゼンリン）

電話番号：0120-200-499

受付期間：令和2（2020）年3月13日までの 平日 午前9時 ～ 午後5時

<次ページにつづく>

アンケート調査について

1. 調査目的

昭和52（1977）年3月以前に建てられた事業用建物に使用されている照明器具には、毒性のあるPCBが含まれている可能性があり、劣化によりそのPCBが漏洩するおそれがあります。

また、PCBを含む照明器具は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB特別措置法」という。）において、所有者が期限内に処分するよう義務付けられています。

つきましては、本市内のPCB廃棄物等の状況を把握し早期適正処理を推進するため、環境省のマニュアルに基づきアンケート調査を実施するものです。

なお、この調査につきましては、内容が確認できるまで繰り返し問い合わせることもありますので、御協力をお願いいたします。

2. 調査対象者の選定方法について

今回、調査票をお送りした方につきましては、環境省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）」に基づく以下の方を対象としております。

- ・ 昭和52年3月以前に建築された事業用建物の所有者
- ・ 事業所の開設時期が昭和59年以前の事業者

3. 同封資料

- ① 依頼文（本紙）
- ② 調査票「照明器具の確認に係る調査票」
- ③ 調査票（予備）
- ④ 資料1「はじめにお読みください」
- ⑤ 資料2「照明器具の確認方法」
- ⑥ 資料2-①『照明器具のラベル』から判別する方法
＜裏面 資料2-②「照明器具内の『安定器の銘板』から判別する方法」＞
- ⑦ 返信用封筒（切手不要）

4. PCBに関する技術的相談について（照明器具の確認方法など）

- ・ 受付窓口：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（東京都内）
- ・ 電話番号：0120-907-033
- ・ 受付期間：令和元（2019）年11月15日までの 平日 午前10時～午後5時

5. 留意事項

- (1) 使用中の照明器具は、感電のおそれがあるため、なるべく電気工事業者や専門の調査会社、建物のメンテナンス会社等にご相談の上、安全な方法で調査してください。
- (2) 建物の竣工図書、過去の調査記録等があれば、それを利用して確認してください。
- (3) PCBを含む安定器の所有者は、法律に基づき、毎年、宇都宮市長に保管状況の届出義務があります。

所 管 課：宇都宮市 廃棄物対策課
担 当 者：菊池，鈴木
電話番号：028-632-5137